

○伊東市職員等の公益通報に関する要綱

令和3年1月26日

伊東市告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報の保護及び本市の法令遵守を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の趣旨を踏まえ、本市の職員等による公益通報を適切に取り扱うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市職員

イ 本市から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員及びその業務に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者

エ アからウまでに規定する者であったもの

(2) 公益通報 職員等が、市政の適法かつ公正な運営を期するために、本市の事務事業（本市が委託し、又は請け負わせた業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理業務を含む。以下同じ。）に関する違法又は不当な行為に関して通報することをいう。

(公益通報の方法)

第3条 職員等は、本市の事務事業に関し次に掲げる事実があると思料するときは、公益通報をすることができる。

(1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実

(2) 人の生命若しくは身体の保護又は利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与え、又は与えるおそれのある事実

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の事務事業に係る不当な事実

2 公益通報は、伊東市職員等公益通報委員会（次条を除き、以下「委員会」という。）
に対して行うものとする。

3 職員等は、原則として、実名により公益通報を行うものとする。ただし、公益通報に
係る客観的な資料を示して行うときは、この限りでない。

(公益通報委員会)

第4条 公益通報を受け付け、調査審議を行うため、伊東市職員等公益通報委員会を置く。

(組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会の委員長は、企画部を担任する副市長とし、委員は次に掲げる者で構成する。

(1) 他の副市長

(2) 企画部長

(3) 上下水道部長

(4) 教育部長

(5) 職員課長

(6) 前各号の委員のほか、委員長が指名したもの

3 委員長及び委員は、自己、配偶者又は三親等内の親族に関する事件についてはその議
事に参与することができない。

(令3告示45・令5告示17・令5告示51・一部改正)

(委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の庶務を掌理する。

2 委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長から指定を受けた委員が、その職務を
代理する。

(定足数)

第7条 委員会は、委員長又は前条第2項の規定により委員長を代理する委員のほか、委
員3名以上の出席がなければこれを開くことができない。

(議事)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは委員
長の決するところによる。

(関係人の意見等)

第9条 委員会は、必要に応じ、関係者に事情を聴取することができる。

(調査)

第10条 委員会は、委員長が指名した者に調査を依頼することができるものとする。この場合において、依頼を受けた者は、速やかに関係者からの事情聴取など必要な調査を行い、その結果を委員会へ報告するものとする。

(調査結果)

第11条 委員会は、調査の結果を市長に報告するとともに、公益通報をした者に対し、その結果を通知しなければならない。ただし、当該者が匿名である場合又は当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 市長は、違法又は不当な事実があるときは、直ちに是正措置を講じるとともに、当該関係者に対して処分その他適切な措置を講じなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、企画部職員課において処理する。

(令5告示17・一部改正)

(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、公益通報の件数等について、公表するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日伊東市告示第45号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月20日伊東市告示第17号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日伊東市告示第51号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。